

Title	司法省御雇外人アッパーの司法省法学校卒業式演説： 続続・明治法制史料雑纂(九)
Sub Title	Address by adviser G. Appert at the graduation ceremony of ministry of justice's law school
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology) . Vol.41, No.2 (1968. 2) ,p.99- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680215-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法省御雇外人アッペールの

司法省法学校卒業式演説

続編・明治法制史料雜纂(九)

手塚 豊

ここに紹介する資料は、明治十七年七月十日、司法省法学校正則

科第二期生卒業式において、その教師であつた司法省御雇外人ジョルジュ・アッペール (Georges Appert) が行つた演説の日本語訳全文である。原本は「司法省法学成業証授与場教師演説」と題する四六版全二十三頁の活字本小冊子で、私が利用したのは慶應義塾大学図書館所蔵本である。活字本のこととて、他にも所蔵されていると思われるが、現在の法務図書館の蔵書には、どうしたわけか見あたらない。本書には、奥書がないので出版年月日はわからないが、卒業式後まもなく、司法省が、この小冊子を作つて関係者に配付したものであると思われる。

現在判明しているアッペール関係の資料は、きわめてすくない。本書を紹介した研究文献もない。私は別稿「司法省法学校小史」⁽²⁾において、アッペールのことにも若干ふれたが、この演説については

省略したので、ここに改めてその全文を覆刻、発表する次第である。

アッペールが、司法省法学校あるいは他の私立法律学校さらに東
京帝国大学法科大学においてフランス法を教授した外人教師であ
つたことは、すでに一応知られている。⁽³⁾ それにもかかわらず、彼
の事績は、二、三の学校史、⁽⁴⁾ 明治初期フランス法継受に関する論考
あるいはまた司法省法学校関係者の回顧録の類に散見するのみであ
つて、彼だけを採りあげた文献は、私の知る限りにおいて二つしか
ない。それは、彼の逝去の報が伝えられた昭和九年、織田萬博士が
東京朝日新聞に六回にわたつて連載された追悼文「我が司法界の恩
人」⁽⁷⁾と、終戦後、明治大学の関末代策教授が発表された論文「アッ
ペールの経済学」⁽⁸⁾である。しかし、前者は司法省法学校に関する記
述が大部分を占め、彼の事績についての説明は余り多くない。ま
た、後者は彼の経済思想の解明に重点がそそがれ——もちろんそれ

は寔に貴重な研究であるが——彼の一般的経歴についての考証にまでは十分及んでいない。

要するに、アッペール関係資料の発掘はまだ不十分であり、そのため、まとまつた伝記の発表もなく将来の研究が期待される状態である。したがつて、ここでも彼の経歴と業績を詳しく紹介することは残念ながらできないが、一応、私の知りえた資料にもとづいて——それは寔に貧弱であるが——その足跡を辿つてみたい。

アッペールが日本に來朝したのは、明治十二年(一八七九年)十一月である。一八五〇年生れであるから、まだ二十代の青年法律家であつた。少年の頃、彼は志願兵として普仏戦争に参加して腰部に負傷、それがため終世、歩行が多少不自由であつたといふ⁽⁹⁾。來朝前、アグレゼ(Agrèze)の試験をうけたが、合格はしていなかつたとのことである⁽¹⁰⁾。

「明治十二年十二月中外国人雇入表」によると、司法省に雇用されたアッペールは「法律顧問、法学生徒教師」で、俸給は「一カ月四百円」、十一月二十二日ヨリ向二カ年雇」の契約であつた⁽¹¹⁾。

彼の來朝当時、司法省法学校においては、九年七月に入学した正則科第二期生がフランス語を中心とする普通課程を履修中であつたが、彼は早速に「特課」(課外講義と思われる)として性法および經濟学を講じたのである。翌十三年二月、速成科第二期生が入学するや、彼は同科のフランス刑法の講義も担当した。しかし、同年九月、正則科第二期生が専門課程に進み、その講義を彼が担当するため、速成科の講義は五月限りでうちきつた⁽¹²⁾。

正則科第二期生が、本科の課程四カ年間に、アッペールからどんな科目をどんな順序で学んだかは、現在のところまだ確実にはわかつていないが、第二期生鶴文一郎(後ちの大審院判事)の学習ノートを紹介された磯野誠一教授は、その中の性法、民法、商法、刑法、治罪法、民事訴訟法などのノートは、アッペールの講義であつたと推測されている⁽¹³⁾。

野田良之教授は、最近、東大法学部で購入されたフランス文のノート(行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法)に、F. Teulka の署名のあることから、それを司法省法学校正則科第二期生手塚太郎(後ちの長崎控訴院長)のノートと推定され、「ボアソナード博士の講義」と題されてはいるものの「アペールの講義の筆記であるかもしれない」と述べておられる⁽¹⁴⁾。ボアソナードは、正則科第二期生の授業は担当しなかつたと思われ⁽¹⁵⁾ことからみて、私も野田教授の推定を正しいものと考えるが、前掲鶴ノートの比較、検討が行われることを期待したい。

本稿で紹介するアッペールの演説は、前にも述べたごとく、この第二期生卒業式において行われたものである。温情にあふれ側々と胸をうつ彼の演説は、卒業生一同にふかい感銘を与えたことであろう⁽¹⁶⁾。

十三年九月に入学した正則科第三期生も、十七年九月に本科に進んでから、アッペールの講義を聴いた⁽¹⁶⁾。同年十二月、司法省法学校が文部省直轄の東京法学校に改組された際、彼は文部省雇を兼任、同校本科生(旧正則科第三期生)の講義を担当した⁽¹⁷⁾。

「明治十八年九月中官雇外人一覽表」によると、彼は司法省「法律顧問」で文部省雇を兼ね「月給紙幣二百円別ニ文部省ヨリ三百円」明治十七年十二月十三日ヨリ同廿年十一月二十一日迄」の契約であるが、目下「本国ニ帰省中」とある。⁽¹⁸⁾東京法学校開校直後、彼は親の病氣見舞のため、一時帰国したので、そのことを指しているのである。⁽¹⁹⁾日本政府が彼に勲四等を贈つたのは、この時であつた。⁽²⁰⁾

東京法学校は、翌十八年九月、東京大学法学部に合併されたので、アッペールも外人教師として同大学に移り、二十二年一月まで在職した。⁽²¹⁾旧司法省法学校正則科第三期生は、東京法学校を経て東京大学に引きつがれ、その大部分は二十一年に東京帝国大学法科大学フランス部（十九年三月、東京大学法学部改組）を卒業したが、これらの者は、終始アッペールのフランス法教育をうけたわけである。

他方、アッペールは民間の私立法律学校の教育にも関係した。すなわち、十三年九月に代言社として発足した東京法学校が、法学教育を開始するや、翌十四年二月、彼は招かれて、仏国行政法の講義を開講した。東京法学校は、当時の「法律雑誌」に、次のような生徒募集広告を掲載している（句読点）。

行政法講義会広告

今般、司法省法律専門学校御雇仏国法律博士「アッペール」氏ヲ聘シ、仏国公法及行政法中我国ニ最モ適切ナル部分ノ講義会ヲ開キタリ。仍テ有志ノ諸君ハ本会ニ加入アランコトヲ請フ。其規則ノ大要左ノ如シ。

司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説

一 会日ハ毎週火曜日午後三時半ヨリ同五時ニ至ル。

一 會員ハ公務又ハ其他ノ已ムヲ得サル事故アルニ非レハ、一年間退会スルコトヲ許サス。

一 遠地ニアルカ、又ハ事故アリテ出席シ難キ會員ニハ、毎会筆記スル所ノ印行物一部宛テ贈ル。

一 會員ハ毎月五十銭ヲ出ス可シ。

十四年三月

東京法学校

ところが、開講直後の同年五月、東京法学校の学校部門は分離、独立して東京法学校と称した。そしてアッペールはひきつづき同校で仏国行政法を担当したのである。⁽²²⁾二十一年一月の同校「教科課程」によると、彼は三年生の相統法を担当している。創立以来ひきつづいて在職したと思われるが、その間の担当科目の異動、通訳の氏名などはわからない。

彼は二十一年一月、東京法学校を退職した。「東京法学校雑誌」

第一号（二十一年一月）の雜報欄は、次のごとく述べている（句読点）。

相統はアッペール君の受持なりしが、同君は年来咽喉病に罹らるゝを以て、此頃全部を講了せらるゝと同時に暫く講義を辞せられたれば、不日更に良師を聘する筈なり。

他方、彼は自らも名誉會員の一人として加入していた仏学会（*cité de Langue Française*）（明治十九年十月創立、会長辻新次）が、その事業として東京仏学校を開き、二十年九月から本格的な法学教育を始めるや、⁽²³⁾彼は翌年九月からその講師となり、「理財学ノ大意」を担当した。⁽²⁴⁾因みに、東京法学校と東京仏学校は、二十二年九月に合

併、政法大学の前身である和仏法律学校となつたのである。⁽³⁰⁾

さらに彼は十四年二月以降、明治法律学校(十四年一月開校)でも経済学を教えている。通訳は、同校講師宇川盛三郎であつた。⁽³¹⁾この出講について、明治十四年三月二十九日・東洋自由新聞は次のように報じている(句読点)。⁽³²⁾

明治法律学校は、開校以来、宮城、岸本等諸氏頗る勉強し、発少の月謝にて教授せらるゝ事は、已に某新聞にも記載ありしが、今又聞く所に拠れば、司法省御雇外人アツペール氏には、其事を聞込まれ頗る其美拳を賞讃せられて、毎金曜日には怠り無く出張せられ、懇ろに経済学の一科を教授せらるゝと云ふが、他国の人でさへも此慈善あり、我同胞兄弟の無慈悲者流豈に愧ぢ勿んや。彼のみならず、当時の明治法律学校の主要なる教師岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操、西園寺公望等はすべて無報酬であつたので、十五年四月、二百余名の学生一同から鄭重な感謝状が贈られている。⁽³³⁾

彼がいつまで明治法律学校に在職したかは明らかでないが、この講義をまとめた後掲の「理財学講義」が十六年二月までのものを収録していること、そしてまた十八年三月の「明治法律学校規則」の「現時日課表」の教師中に、彼の名がのつていないことからみて、⁽³⁴⁾十六年二月以降十八年三月までの間に、退職したものと推定される。

前に述べたごとく、彼は法学校教師であるのみならず、司法省の法律顧問でもあつた。したがつて、法律問題の諮問に答えることも、

その職務であつたが、彼の答議の類は、現在のところ余り多く知られていない。主として法学校の授業に専念していたので、諮問をうける機会がすくなかつたのかも知れない。

井上毅の文書を取めた「梧陰文庫」の中に、次のようなものが残っている。⁽³⁵⁾

議会ヲ開クニ必要ナル議員々数ノ件 一八八二年(明治十五年)

五月十日 参事院十行野紙三枚

「一千八百七十一年八月十日仏国県会法律第三十条ニ県会ノ會議ハ其議會ヲ構成ス可キ議員ノ半数ヲ超過スル一人以上ノ議員出席スルニアラザレハ之ヲ開クヲ得ズトアリ。蓋シ此法律ニ拠レバ定数議員ヲ謂フモノニシテ現数議員ヲ指スモノニアラザル可シ。然ルニ一千八百五十五年五月五日邑会ノ法律ニハ現数議員ト記シタリ。右執レカ至当ニシテ我国ノ府県会ニ適用スルヲ得ルヤ」という問議に対して、一八七一年仏国県会法の立場を正当とする意見を述べたものである。

区ノ選挙ニ係ル議員辞職ノ件 一八八二年(明治十五年) 五月十日

日 参事院十行野紙二枚

「仏国ニテハ県會議員ハ一区ニ一名ヲ選挙スレドモ我国ノ府県ハ每郡区ニ五人以下ヲ撰ブノ制ナリ依テ一区ヨリ撰挙シタル議員悉皆辞職スルコトアルトキハ其区タル之カ欠員ヲ補フ迄ハ該府県会ニ代理者ヲ有セサルカ如シ。若シ果シテ然リトセハ此議會ニ於テ議決シタル事ハ此区ノ為メ無効ニ属スルヤ」という問議に対して、議員の補充を行うまでは、議会の開会を中止すべきであるという意見を述べ

べたものである。

警察官政治干渉ニ関スル答議 一八八二年(明治十五年)六月九

日 参事院十行野紙二枚

「警察使及巡查ハ軍人ト同ジク政党ノ事ニ干渉スヘカラサルモノト思考ス。貴説如何」という問議に対して、国事警察、行政警察いづれを司る者も、警察官が政党に加入し、政論をなすことは不可であるという意見を述べたものである。

慶應義塾大学図書館にも、次の稿本が所蔵されている。

政党政社ノ別 参事院十行野紙三枚

大森鐘一旧蔵文書で、故幸田成友博士の蒐集書であるが、政党と政治結社の区別を述べた簡単な答議である。年月日の記載はないが、大森が議員補兼書記官として参事院に在職したのは、明治十四年十二月から十六年十二月までであるから、多分その間の答議であろう。

以上の答議がすべて参事院野紙に書かれていることから判断すると、元来は司法省の顧問であつた彼ではあるが、参事院からの問疑にも回答を寄せていたものと思われる。

彼の在日中の著作は、私の知る限りにおいて、次の通りである。

アッペール、田部芳訊

行政法講義 司法省三六〇字原稿野紙

五十八枚

法務図書館所蔵の筆写本で、何年のものかはわからないが、「五

司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説

月十七日、二十二回講義」から「五月二十九日、二十九回講義」まで、日附と講義回数は明記されている。内容はフランス法律史(一八三〇年——一八七六年)である。行政法講義序論の部分の断片と思われる。田部は司法省法学校正則科第二期生であるから、これが同校正則科における講義であるとするならば、明治十四年から十六年までのものと推定される。田部は後に法学博士、大審院部長判事である。

仏国法律博士垂辺爾氏講述

宇川盛三郎口訳 藤根富弥筆記

理財学講義 明治十七年五月出版

随時書房 全一四一頁

本書は明治十五年十月から十六年二月まで明治法律学校で行つた九回分の講義を一冊にまとめたものである。宇川は前述のごとくアッペールの通訳をした同校講師であるが、藤根については、私は知るところがない。

なお、同書の前篇ともみられる「経済学講義」がある。これは十四年二月から十五年九月まで四十九回にわたる明治法律学校の講義を一冊にまとめたものであり、関教授が前掲論文「アッペールの経済学」で典拠とされたのは、これであるが、私は残念ながらそれを見る機会をえない。関教授によると、同書は十六年二月に出版されている。因みに、関教授は前掲十七年出版の「理財学講義」については、全くふれておられない。

加太邦憲、藤林忠良編集

司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説

一〇四 (二三三)

仏和法律字彙(Dictionnaire des termes de droit économique politique et d'administration, 1885) 明治十九年二月出版

知新社 全一一〇頁

序文を書いているアッペールが、編集の中心であつたことは、次の加太の回顧談によつて判明する。⁽³⁹⁾

此頃(明治十五年末——手塚註) ヨリ教師アッペールヨリ一ノ仏和法律字彙ヲ編輯シタキニ付、諸氏(予及助教ノ四名ヲ指ス)学校退出ヨリ毎週二回彼の寓居ニ相会シ、共ニ取調ヲ為スコトヲ承諾シ呉レ間敷ヤト懇談アリタリ。我等一同夫ハ有益ノ事業ナレハトテ予ヲ進シテ承諾シ、速ニ小石川小日向三軒町ナル彼ノ寓居ニ就テ取調ヲ開始シケレハ、凡ソ二年ニシテ成就シ、印刷ニ附スルニ至リタリ(手塚)。

加太はいうまでもなく司法省法学校正則科第一期生、アッペール来朝当初から司法属として法学校に勤務中であり、とくに十五年十二月以降、司法権少書記官として第七局副長、書記局学務課長を歴任、事実上、法学校の校長であつた。さらに十七年十二月、司法省法学校が東京法学校に改組された際にも、その校長心得(正式の校長なし)であり、アッペールとは密接な関係にあつた。⁽⁴⁰⁾ 加太みずから「予ハ氏(アッペール)を指す——手塚註)ノ教師トシテ在校中、学校事務官トシテ氏ト共ニ校務ニ努力シ、且年齢均シキカ故ニ最も親密ニ交際シ云々」と述べているから、アッペールが、仏和法律辞書のごとき著作を志した場合、まず加太の助力を仰いだのは当然であらう。藤林は加太と同窓の法学校正則科第一期生で、司法属とし

て法学校に勤務し、外人教師の通訳をしていた人である。⁽⁴²⁾

仏・ジェー・アッペール著

桜井一久訳

仏国商社法要義 法律雑誌抜萃

明治二十三年出版

時習社 全二六八頁

法律雑誌第七二二号(明治二十二年一月十三日)以降、数十回にわたつて連載したものを一冊にまとめたものである。訳者の桜井は司法省法学校正則科第二期生で、明治二十一年から二十三年の頃、神戸始審裁判所判事である。⁽⁴³⁾

商事裁判所 東京法学校雑誌第二号から第五号まで連載(明治二十一年二月——五月)。訳者は前三回が東京法学校

校講師飯田宏作、最後の回のみ同じく吉原三郎。⁽⁴⁴⁾

そのほか、私が未見の著作に、次のものがある。

アッペール君述 城数馬君訳述

仏国相統法講義⁽⁴⁵⁾ 明治二十三年刊

時習社

G. Appert, Hiroji Kinoshita 共著

Ancien Japon 刊年不明⁽⁴⁶⁾

また、ボードリ・ラカンチヌリ著、城数馬訳「仏国証拠法詳解」(明治二十一年刊)には、アッペールが序文を書いているが、私はそれもまだみる機会をえない。⁽⁴⁷⁾

○

明治二十二年一月、彼は前にも述べたごとく東京帝国大学を退職、帰国した。東京法学校雑誌第一三号(明治二十二年一月)は、「アツペール氏」⁽⁴⁸⁾と題し、次のような記事を掲げている(手塚註)。

同氏は明治十二年十一月、司法省の招聘に応じて来朝せられ、殆んど五年間、同省法学校生徒を教養し、同校廢止の後は、法科大学教師となられしが、昨年満期のところ、帝国大学の懇請により引続き教授に従事されしも、愈々本月二十七日横浜出帆の仏国郵船に塔し帰国の途に就かるゝよし。氏が我邦の爲めに尽力されたるは、独り公務に止まらず、民間の利益を図られたること亦た尠なからず。特に公務の余暇、本校の講義を担任せられ、且つ本誌に寄稿さるゝ等その尽力少なからざるより、金地に春秋田家の景を描きたる屏風一雙を寄贈したり。尤も帰国の後も尚本邦の爲めに尽力さるゝ由なり。

さらに、同月二十六日・時事新報も、「当時帝国大学備なる仏国法律博士アツペール氏は愈明二十七日帰国の途に就くよしなり」と報じているから、同月二十七日、横浜を出帆したことは確實である⁽⁴⁹⁾。

同月二十九日・東京日日新聞は、一月二十八日付神戸電報として「京都、大阪、神戸等の裁判官にてアツペール氏の教授を受けたるものは、本日、諏訪山常盤亭にて送別会を開く」と報じている。おそらく彼の乗船が神戸に寄港、停泊したため、関西在勤の旧司法省法学校出身者が彼を招待して送別会を行ったのであろう。

帰国後のアツペールについては、織田萬博士が次のように述べて

司法省御雇外人アツペールの司法省法学校卒業式演説

おられる⁽⁵⁰⁾。

日本に八年を過ごして(正確には九年数ヵ月——手塚註)、本国における地位を作る機会を失はれたが、元来極めて名利に恬淡な人であったので、パリ法科大学の嘱託を受けて学生の演習指導をする位の事で満足し、傍永く法制史雑誌の編集担任を引受けてゐられた。

其法制史雑誌の編輯に従事されたのは古代法の研究に興味を持つてゐられたためであつた。昨年(昭和八年——手塚註)も羅馬法の研究に関する論文の別刷を贈られて、その頽齡にも拘らず努力を続けてゐられるのに驚いた。日本の古代法殊に親族法に関心を有し、羅馬法との比較研究をして見たいと常に言つてゐられたが、材料を得るに困難であつたので、宿志を遂げずにしまはれた。我が五人組制度の研究に関しては数篇の論文があつて、法制史雑誌か或は他の雑誌に載せられある筈である。

野田教授は、一八九二年(明治二十五年)と一八九六年(明治二十九年)のフランス法史学雑誌(Nouvelle Revue historique du droit français et étranger)に掲載された彼の日本関係論文二編すなわち Un code japonais au VIII^e siècle と Essai sur les institutions japonaises de l'an 701 à l'an 950 de notre ère の存在を指摘されている⁽⁵¹⁾。前者は養老、大宝兩律令法典の紹介、後者は律令時代諸制度の考察であらう。

大正十五年、当時、国際司法裁判所判事として滞欧中の織田萬博士の発意で、謝恩のためアツペールの胸像製作の話がもちあがり⁽⁵²⁾、

日本国内では水町袈裟六(会計検査院長、平山成信(赤十字病院長)、松室致(法政大学長)、富谷銚太郎(前大審院長)等を発起人として計画がすめられた。パリーの彫刻家ラウンドスキーによつて直接彼をモデルとした胸像が作られ、東京へ送られた。そして翌昭和二年十月一日、司法省構内において法曹界を中心とする朝野の名士多数参加して盛大な除幕式が行われた。翌二日・時事新報は「ア博士の胸像、大審院に建つ、明治時代法制の恩人、昨日秋にふさわしい除幕式」という見出しで、次のように報じている(句読点)。

一日、午後三時頃、折柄秋の柔かい日差しの下に、大審院正面入口右側で、ジョルジュ・アツペールの胸像除幕式が行はれた。……アツペール博士はボアソナード氏と共に、明治法律制度の改善、法学生の指導に、功績を残した人である。十余年を日本に送つた博士は、現在、巴里郊外リルボンヌ街に、八十まよ余歳の余生を寂しく隠棲してゐる。

この胸像は、今次大戦の空襲で破壊され、残念ながらもいまは残つていない。

昭和九年(一九三四年)三月二十八日、アツペールは逝去、享年八十四歳であつた。

織田博士は、アツペールとボアソナードの功績を比較して、次のように述べておられる。

ボアソナード先生の功績について今更喋々する必要はないが、法典編纂が国家の大事業であり、殊に条約改正と相關聯してゐた事情からして、其功績の華やかであつたのは当然の事である。こ

れに反して学校の教育は元来地味な仕事であり、直接関係者以外には風馬牛の感あるを免れないので、よしや多少の勲勞があつても、一般には知られないのみならず、その勲勞も歳月の経過するに従つてとかく忘れがちな易い。さればアツペール翁はボアソナード先生に比すれば至つて割のわるい役目を引受けられたわけであるが、しかし考へやうによつては、翁の勲勞はその内容においてボアソナード先生に勝ることは固よりないにしても、敢て劣るものではないともいへよう。……アツペール翁は新日本の各方面、殊に司法権を組織しその運用を掌る活きた人間を多数作られたのであつて、我が司法制度の完備が多くは翁の門下生の力に頼つたものだと思へば、その力は翁の薫陶によつて作られたものであり、従つて門下生の功績の大半は翁に帰せねばならぬ道理である。

寔に至当の言である。アツペールの日本における事績は、今後、さらに広く且つ深く探求さるべき明治法学史の一課題であろう。本稿が、そのささやかな一助となるならば、私としては望外の幸である。

(1) 私の知る限りでは、明治堂三橋猛雄氏の蒐集書の中に一本がある。しかし、これは、三橋氏の「家蔵・明治前期思想史文献目録・草稿」(昭和三十四年刊)には掲載されていない。同書出版後に入手されたものと思われる。

(2) 拙稿「司法省法学校小史(2)」——統続・明治法制史料雑纂(五)——本誌第四〇巻七号・五七頁以下。

(3) 大日本文明協會編「明治文化発祥記念誌」(大正十三年)には、アッペールについて「明治十二年司法省に招聘せられしが、後文部司法に兼任するに至つた。同二十年より二十二年迄は帝国大学法科大学仏法學教師として在任し、功によつて同十七年勲四等に叙せられた」という記事があり(三四頁)、また、重久篤太郎、天野敬太郎編「明治文化關係欧米人名録」にも「Appert Georges, 一八五〇—一九三四、仏、一八七九—八九、司法省、東大法科」と記されている(『研究第一〇巻四号・昭和十二年・五四九頁)。

(4) 例えば「法政大学三十年史」(明治四十二年)・三九頁。「法政大学八十年史」(昭和三十六年)・一五頁、一三二頁、一三九頁。「明治大学史」(明治三十四年)・二三頁。「東京帝国大学五十年史」(昭和七年)上巻・一四四頁等。

(5) 井上正一「仏國民法ノ我國ニ及ボシタル影響」・「仏國民法百年記念論集」(明治三十八年)・七〇頁。野田良之「日本における外国法の撰取・フランス法」・「外国法と日本法」・「現代法第十四巻」(昭和四十一年)・二〇四頁等。この中、野田教授の労作には、アッペール關係のあたらしい資料も織り込まれており、彼に関するややまとまつた記述がみられる。

(6) 田部芳「司法界に対するフランスの影響」・法曹会々報第二二号・昭和十二年・一一頁。「加太邦憲自歴譜」(昭和六年)・三二—三四頁等。なお、「吉原三郎追懷録」(昭和十二年)には、アッペールが帰国後、吉原に送つた書簡五通が掲載されている(九二頁—九五頁)。因みに吉原は司法省法学校正則科第二期生中退後、明治二十二年、東京帝国大学を卒業、後ちの東洋拓殖株式会社総裁である。

(7) 織田萬「我が司法界の恩人(一一六)」・昭和九年六月二十二

司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説

日—二十七日・東京朝日新聞。

(8) 関未代策「アッペールの経済学」・政経論叢第二四巻三号(昭和三十年)・一頁以下。

(9) 織田・前掲司法界の恩人(二六)・昭和九年六月二十七日・東京朝日新聞。

(10) 織田・同前(四)・昭和九年六月二十五日・東京朝日新聞。

(11) 日本外交文書第十八巻・六三三頁。

(12) 拙稿・前掲法学校小史(二)・本誌第四〇巻七号・七五頁—七七頁。

(13) 磯野誠一「司法省法学校の素描——明治期法學教育の一資料として——」・法律時報第三八巻五号・昭和四十一年・一三頁—一四頁。

(14) 野田・前掲フランス法・現代法第十四巻・二〇二頁—二〇四頁。手塚太郎ノートに「ボアソナード博士の講義」という表題があるとするれば、後ちの所蔵者あるいは古書店が、誤つて附した名称かも知れない。

(15) 拙稿・前掲法学校小史(二)・本誌第四〇巻七号・七七頁。

(16) 前掲書・八六頁。

(17) 前掲書・九六頁。

(18) 前掲外交文書第十八巻・六〇六頁、六一〇頁。すでに本文で述べたごとく、最初の契約では、十四年十一月で期限が切れた筈であるから、この時、契約を更新、三年延長したものと思われる。

なお、彼は明治十八年当時、小石川区大塚町六四に居住している(明治十八年一月「司法省分課誌」・一九頁)。しかし、別本では大塚町六二となつてゐる(The Japan Directory, 1886, p. 138)。

(19) 拙稿・前掲法学校小史(二)・本誌第四〇巻七号・九七頁。

一〇七 (一三五)

- (21) (22) 前掲書・九八頁。
- (23) 前掲法政大学八十年史・三五七頁。
- (24) この広告は「法律雑誌」第一六四号（明治十四年四月五日）以降、数字にわたつて掲載されている。
- (25) 註23に同じ。
- (26) 前掲法政大学八十年史・三五八頁。なお、明治四十二年、彼が法政大学創立三十年を記念して、はるばる同大学に寄せた「私立法政大学ノ講師及学生ニ贈ル書」によると「予ハ數年間民法及経済学ノ講義ヲ担当セシカ如シ。予ハ多少法律ヲ知レリ。之ニ反シテ予ノ経済上ノ知識ハ頗ル浅薄ナリシコトヲ自白ス。然ルニ学生ノ熱心ト智力トハ甚タ強大ニシテ以テ講師ノ足ラサル所ヲ補フニ足レリ。加之、予ニ附セラレタル通訳ハ実ニ驚クヘキ通訳ナリシ。蓋シ宇川氏ナリシカ、渠ハ詩的ニシテ形容ニ富メル辞ヲ以テ、最モ晦渋ナル思想ヲ解明スルコトヲ知り、タメニ予モ亦渠ノ辞ヲ了解シ、殆ト其和訳ニ追従スルコトヲ得ルニ至レリ」(句読点) (前掲法政大学三十年史・二頁) と記しているが、「宇川氏」通訳の経済学は、後に本文中で述べるごとく明治法律学校の講義であつて、法政大学の前身東京法学校の講義ではない。帰国後二十年を経て、彼の記憶に誤りを生じたのであらう。
- (27) 東京法学校雑誌第一号（明治二十一年一月二十日）・四七頁。
- (28) 前掲法政大学八十年史・一六一頁——一六三頁。
- (29) 前掲法政大学三十年史・三九頁。
- (30) 前掲法政大学八十年史・一六四頁——一六五頁。
- (31) 前掲明治大学史によると「十二月に至り（十四年——手塚註）……仏国法学博士アツペール及宇川盛三郎……を聘して講師と爲し……ア氏は経済学を講じ、宇川氏はア氏の爲に通訳の任に当れり」
- (32) 「東洋自由新聞」(東大出版会覆刻版・昭和三十九年)・五四頁。
- (33) 前掲明治大学史・二五頁——二六頁。
- (34) 明治十八年三月「明治法律学校規則」・二〇頁——二二頁。経済学は乗竹孝太郎が担当しており、アツペールではない。
- (35) 国学院大学図書館編「梧陰文庫目録」(昭和三十八年)・二二七頁、二五八頁。
- (36) 池田宏「大森鐘」(昭和五年)・二五四頁——二五六頁。
- (37) 宇川は、明治二十二年五月「日本紳士録」によると、東京専門学校講師である(三五五頁)。同十九年に同校に入学した坪谷善四郎の回顧談には「仏国帰りの宇川盛三郎君よりは行政法と会計法の講義を聞き云々」(「早稲田大学開校記念録」・明治三十六年・三四〇頁) とあるから、フランス留学帰りの人であることはわかるが、くわしい経歴を、私はまだ確めえない。大方の御教示をえたい。
- (38) 関・前掲アツペールの経済学・政経論叢第二四卷三号・一頁。
- (39) 前掲太自歴譜・一一六頁。
- (40) 拙稿・前掲法学校小史(2)・本誌第四〇卷七号・八二頁、八六

頁、九五頁。

(41) 前掲加太自歴譜・三一三頁。

(42) 拙稿・前掲法学校小史(3)・本誌第四〇卷一・二一六頁、七一頁。藤林は明治十七年十月「官員録」では司法一、等属であるが(一九二枚表)、同十八年十一月「官員録」では東京始審裁判所判事となつてゐる(二二二枚表)。後ちの大坂控訴院判事である。

(43) 明治二十二年四月「官員録」甲・一二六枚表。明治二十三年十一月「官員録」甲・一二三枚表。桜井は後ちに弁護士、兵庫県選出代議士である。

(44) 飯田は司法省法学校正則科第二期生、明治二十一年当時、東京始審裁判所検事であつた(明治二十一年四月「官員録」甲・一一七枚表)。後ちの弁護士である。吉原は当時、帝国大学の学生であつたが、傍ら東京法学校の講師兼学監であつた(前掲法政大学八十年史・一五一頁)。なお、吉原については、註6・参照。

(45) 当時の雑誌所載新刊広告による(例えば法律雑誌第八〇四号・明治二十三年四月八日)。城数馬は司法省法学校正則科第三期生、明治二十一年帝国大学卒業。二十三年当時、司法省参事官であつた(明治二十三年十一月「官員録」甲・一〇七枚表)。後ちの朝鮮審判院長である。

(46) 織田博士がアツペールの「日本在任中に木下広次先生との共著で刊行されたアンシャン・ジャポン」と題する小冊子がある。」と述べておられる(前掲司法界の恩人(五)・昭和九年六月二十六日・東京朝日新聞)。木下広次は司法省法学校正則科第一期生で後ちの京都帝國大学総長である。

(47) 当時の雑誌所載新刊広告による(例えば法律雑誌第六七三号・明治二十一年六月三日)。

司法省御雇外人アツペールの司法省法学校卒業式演説

(48) 東京法学校雑誌第一三三号(明治二十二年一月二十日)・四五頁。

(49) この時、敷三等を贈られたという説もあるが(前掲加太自歴譜・三二三頁)、これは誤報である。

(50) 織田・前掲司法界の恩人(五)・昭和九年六月二十六日・東京朝日新聞。

(51) 野田・前掲フランス法・現代法第一四卷・二〇四頁、二〇七頁。

(52) 註9に同じ。

(53) 法律新聞第二二六二九号(大正十五年十二月二十三日)・三頁——四頁。

(54) 註9に同じ。

(55) 法律新聞第二七四五号(昭和二年十月十三日)・一八頁——一九頁。

(56) 織田・前掲司法界の恩人(一)・昭和九年六月二十二日・東京朝日新聞。

(57) 註50に同じ。

前註

(1) 原文には句読点がないので、手塚が附した。

(2) 現在普通使用されていない字体は改めた。キをトキ、ヲをコト、ノをシテの類である。

(3) 濁点の有無および傍点は、すべて原文のままである。

司法省法学成業証授与場教師演説

余ノ親友ヨ。数日以前、余カ諸君ニ简单ナル訣別ノ演説ヲ為シタルトギハ、実ニ最終ノ思ヲナシタリ。蓋シ諸君モ亦同感ナリシ

ナラン。而ルニ即日、校長余ニ報スルニ、学位授与ノ典ヲ挙行セラル可キコトヲ以テシ、且式場ニ於テ一席の演説ヲ為スベキコトヲ命セラル。余ニ於テ意外ノ幸栄ト云ハサルヲ得ス。

余ハ最後に教師タリ。且他ノ教師諸氏ハ、本日避ケ難キ事故ニ因リ出場セサルヲ以テ、諸氏ニ代リ、諸君ノ卒業ヲ祝シ及ヒ諸氏カ将来諸君ニ希望スル所ノ事ヲ吐露スルノ栄ニ当レリ。余モ亦此機会ヲ幸ヒトシ、尚諸君ニ呈スルニ數言ノ説論ヲ以テセントス。乞フ、暫ク忍テ之ヲ聴ケ。

余ハ、先ツ諸君ノ教師タル貴重ノ任ヲ附与セラレタル大木公閣下及ヒ余ヲシテ其任ヲ継続セシメラレタル田中公、山田公両閣下ノ鴻恩ヲ拝謝セザルベカラス。諸公カ、諸君ノ學術進歩ヲ熱望セラル、ノ甚キ、殊ニ現任司法卿閣下カ本日其赫々タル証標ヲ示サレタルカ如キ、大ニ余ノ勉強心ヲ奨励シタリ。又タ博學ナル同僚諸氏、乃チ余ト同時或ヒハ余ニ先チテ諸君ノ教育ニ從事シタル日本及ヒ仏蘭西ノ教師諸氏ニ対シテ、一言ノ謝辭ナカルベカラズ。特ニ、余ハ諸君ノ為ニ晩年ヲ犠牲ニシタル「ドクトール」ムリエ氏ノ記念ニ向テ、敬礼ヲ尽サ、ルヲ得ス。氏ハ學識ノ博洽ナルト、精神ノ不羈活潑ナルトヲ以テ、能ク諸君ノ智力ヲ發達セシメ、後日、本科ニ入ルノ階梯ヲ完成セシメタリ。其功勞ノ大ヒナル、感謝スルニ余リアリ。又学校官員諸君カ、平生懇切ニシテ、余ヲ補助セラレ及ヒ困難ノ職務ニ在テ、巧ニ規律ヲ維持セラレタルハ、余ノ諸君ト共ニ深く謝スル所ナリ。

是ヨリ諸君ノ上ニ付述ヘントス。諸君ハ諸君カ公務ニ必要ナル

知識ヲ具備スルル公証スル所ノ學位ヲ收受セリ。是レ偏ヘニ諸君カ、夙夜、學事ニ勉強セシ功勞ノ効ス所ナリ。凡ソ、師ノ學生ニ於ケルヤ、勉強ヲ勸ルヲ以テ常トス。余ノ諸君ニ於ケルヤ、却テ勉強ノ過劇ナルヲ戒メタリ。諸君カ平生、修學ニ努力セシハ、推テ知ル可シ、余ハ本日公衆ノ前ニ於テ之ヲ歎賞セサルヲ得ス。

然リト雖トモ、此學位ハ未タ世人ニ對シ、余、諸君及ヒ其他既ニ諸君ヲ知りタル者カ置ク所ノ信用ヲ得ス。何トナレハ、世人未タ此學位ハ如何ナル學力ト、如何ナル知識トヲ代表スル者ナルヤヲ知ラサルヲ以テ、教師及ヒ校長カ為シタル確認眞証ハ、諸君ヲ保庇スルニ出テタルモノナラント、疑フ者アルヲ免レサレハナリ。諸君カ得タル榮稱ノ品位ヲ定ムル者ハ、諸君ナリ。之ヲ世人ニ示ス者モ、亦諸君ナリ。將來法学校ニ於テ成業スル者ハ、人皆之ヲ諸君ニ比ス可ク、又其受クル所ノ學位ハ、諸君カ与フル所ノ品位ヲ有ツ可シ。

諸君ハ、諸君中ノ二三子カ、學位ヲ受ル能ハサリシ所以ヲ、覚知セシナラン。余モ亦心ニ不快ヲ感セサルニ非ラス。然トモ學位ヲ濫与スルトキハ、其品位ヲ落シ、当校ノ名譽ヲ害スルヲ奈何セシ。

右ノ二三子ハ、學位ヲ得スト雖トモ、修業ノ完全ナルヲ証明シタル卒業證書ヲ受得セリ。此證書亦自ラ貴重ス可キ品位ノ在ルアリ。今日、諸君カ斯ノ如ク少數ニ減シタルハ、校則ニ因リ、屢次勉強ノ足ラサル者ト、身体ノ壯健ナラサル者トヲ、除去セシニ因ルニアラスヤ。又法学校ニ於テ諸君ヲ入学セシメタルヤ、身体ノ

最モ強壯ニシテ、最モ忍耐力ニ富ミ、且ツ尤モ識力アル者ヲ撰拔シタルニアラスヤ。余ハ公衆カ此事ヲ熟知センコトヲ希望ス。之ヲ要スルニ、諸君ハ學位ノ有無ニ拘ラス、司法省法学校生徒ノ名義ノミヲ以テ、已ニ甚タ貴重ナル得業証狀ヲ得タル者ト云テ可ナリ。

余ハ、卒業証書ノミヲ得タル諸君カ、落胆セサルコトヲ希望ス。此諸君ト雖トモ猶ソノ勉強ニ因テ、其已テニ得タル所ノ知識ヲ完全ナラシムルコトヲ得ヘシ。

諸君ハ、學位ヲ得タルト否ラサルトヲ論セス、皆將ニ職ヲ裁判所及ヒ行政官衙ニ奉スルナラン。且ツ余カ報告ニシテ其當ヲ得ハ、余カ同国人ニシテ高名ナルボアソナード君カ伝訳員トナリ、将来日本帝國ノ法律トナルベキ民法原理ノ講義ヲ助クル者アラシ。

然リ而シテ、諸君カ奉スル所ノ職ニ関シ、其当ニ足スベキノ本務如何ニ至ツテハ、余カ得テ指教ス可キ所ニ非ラス。先進ノ士アリ。其威權ト、ソノ曾テ經歷シタル所ノ実験トヲ以テ、諸君ノ為ニ欠クベカラサル注意ヲ為シ、又善ク実例ヲ挙テ諸君ヲ誨ニルアラン。諸君ハ其傍ニ在リテ、与ニ事ヲ行フニ方ラハ、則チ曩中ノ學問ハ、未タ實際ニ當ルニ充分ナリトスルニ足ラス。世ノ明判官タリ、若クハ善良ナル行政官トナラント欲セハ、尚ホ細密精確ナル判断力ト、性命ヲ擲チ、以テ公事ニ供スルノ赤心トヲ要スルノ真理ヲ覚知スルナル可シ。然リト雖トモ、彼ノ實際ノ業務ニ関シ、諸君ヲ訓誨スル者ハ、一世ノ良師ナル經驗ト、上官其人ノ在

ルアリ。復タ余カ言ヲ俟タサルナリ。故ニ余ハ、他ノ点ニ付キ、聊カ諸君ノ注意ヲ喚起セント欲スルナリ。

凡ソ、人自ラ勉ル所ノ事ヲ以テ、緊要の視スル、其実ニ過クルハ薄弱ナル人性ノ免レサル所ナリ。而レトモ為ニ高上ナル思想ヲ養生シ、又ハ大事業ヲ実行セントスルノ希望ヲ奨励スルニ於テハ可ナリ。兎ニ角、諸君カ今日勉ル所ノ地位ト、其將ニ從事ス可キ務ニ至ツテハ寔ニ非常ノモノト見做サ、ルヲ得サルナリ。

夫レ、貴國カ翻然旧慣ヲ脱シ、創メテ歐洲ノ文明ト駢馳セントスル方向ヲ定メテヨリ、僅ニ十有七年大勢一変其進歩ノ迅速ナル識者ノ驚ク所ニシテ、或ハ為ニ竊ニ之ヲ憂フル者アルニ至ルト云フモ敢テ過言ニ非ルナリ。而シテ其變遷ノ状態ト結果ノ如何ヲ弁折スルニ至リテハ、世自ラ其人アリ。余カ喋々ヲ須スト雖トモ世運ノ變遷ハ、且下吾人ノ実見スル所ニシテ、復タ却歩スルヲ得サルト何レノ場合ヲ論セス、既成ノ勢ニ抛リ事ヲ勉スルノ得テ免レサルトハ、余ノ断シテ疑ハサル所ナリ。故ニ余ハ此變遷ニ際会スル諸君カ本務ノ如何ヲ論セントス。

諸君ヨ、諸君ハ槩シテ世ノ壯年子弟カ有セサル所ノ二個ノ便益ヲ特有セリ。

諸君ノ学科ハ、法律及ヒ經濟ノ全科ニ涉レリ。加之ス、諸君ハ皆ナ善ク仏蘭西語ニ通スルヲ以テ、常ニ判決録及ヒ其他ノ諸書ニ涉獵スルヲ得可シ。諸君カ特有スルニ二益トハ、即チ是ナリ。夫レ、富貴ナレバ必ラス富貴ノ責任アリ、特權アレバ必ラス之ニ対スルノ義務アリ。諸君ハ各其知識ヲ研クニ於テ、他人ノ有セザル利益即

チ知識上ニ於テ少シク特權ヲ有スル者ト云フ可ク、且諸君ハ国恩ニ浴スル既ニ大ナリ。純ヒ諸君ニシテ愛國ノ心ニ乏シト、仮想スルモ、焉ゾ粉骨以テ国恩ニ報セザル可ケンヤ。

諸君請フ、法律学ニ仏蘭西語学ニ資テ以テコノ国ト歐洲諸國トノ關係ヲシテ益ス親密ナラシムルコトヲ勉メヨ。噫諸君、余ハ言ヲ掩ハス。余ハ実ニ諸君カ各其職務ノ外ニ於テ更ニ至大ノ勞ヲ執ランコトヲ冀フ者ナリ。

然リト雖トモ余ハ決シテ諸君ニ向テ、再ヒ其全学科ヲ講習センコトヲ勸ムル者ニ非ザルナリ。然ラハ則チ諸君ハ将ニ何ヲカ勉ム可キ、曰ク諸君向來学ハント欲スル事アレハ、必ラス之レヲ実ニ施スノ目的ヲ定メ、而シテ後ニ学フ可シ。但シ余ハ之レヲ諸君ノ最モ勉強ナル者ニ告グルナリ。余嘗テ仏蘭西ニ在リシ時、屢々人ノ学ニ耽リ、徒ニ探求ヲ以テ快楽トシ、昼ハ校舍ニ来往シ夜ハ書齋ニ閉居スルヲ見テ、常ニ之レヲ憾メリ。斯ノ如クスル者ハ徒勞ンテ世ニ益ナキナリ。夫レ事物各時期至リテ成ル。本校ノ諸君ニ希望セシ所ノモノニ件アリタリ。即チ諸君ノ知識ヲ練磨スル事及ヒ諸君ヲシテ、各其職ニ耐ユルノ學識ヲ得セシムル事はナリ。今ヤ余ハ此ニ二件兩ナガラ已ニ達シタリト信ス。學位ノ授与アリテ之ヲ証スレハナリ。

然リ而シテ、余ハ今更ニ諸君ニ望ム所ノモノアリ。其事タルヤ諸君自カラ創造スル所ノ事ナリ。抑法律ト云ヒ經濟ト云フ、尚ホ浩博ニシテ其全体ヲ研究スルニ便ナラズ。請フ、先ツニ学ニ就テ各自ノ好嗜天性ノ所適及ヒ居ル所ノ職ニ從ヒ其一部分ヲ択ミ、既

ニ一部分ヲ択マハ之レニ固執シテ復他ヲ望ム勿レ、而シテ書ヲ読ミ人ニ問ヒ加フルニ反思復考以テ自得ヲ期セヨ。

諸君ハ皆仏國ノ書冊ヲ反訳スルノ学力ヲ具フ。反訳固ヨリ其用ナキニアラズト雖トモ、唯竊ニ諸君ノ為メニ之ヲ惜ムノミ。今僅カニ一步ヲ進メテ反訳ニ注釈ヲ加フル如キニ於テモ、誰レカ諸君ニシテ之ヲ能セズト謂ハンヤ。而シテ是等ノ事ヲ為ス者スラ猶且甚稀レナルカ如シ。此國ノ真理ハ彼國ノ妄謬ト是レ彼ノ有名ナルパスカール氏ガ法律ニ就テ云ヒシ所ナリ。パスカール氏固ニ天縱ノ英才ナリト雖トモ法律学ヲ為セシニ非ス。惜哉、各国法文ノ異ニ眩シテ、其実常ニ同一ノ原則ノ存スルアルヲ看破スルヲ得サリシ。然レトモ仏書ハ仏國ノ為メニ著述ス。故ニ其制度風俗ヲ知ラザレハ解ス可ラザルノ言句文章亦往々ニシテコレアリ、訳者ノ注釈實ニ欠ク可ラザル所以ナリ。

諸君幸ニ余ノ云フ所ヲ採用シテニ学ノ中ニ就テソノ一部分ヲ択ミ深ク之ヲ研究シ、或ハ其部分ニ屬スル良好ノ書ヲ訳シテ之ヲ注釈シ、此ノ如クニシテ暫時ヲ経ナハ仏國ノ新著ヲ取テ之ヲ抄訳シ、之ニ批判ヲ下スヲ得ルニ至ラン。果シテ然ラハ仏國ノ雜誌或ハ新聞紙ニ依テ日本人ヲシテ歐洲ニ学ノ進歩ノ景況ヲ知ラシムルヲ得ン。

然ルニ日本ニ於テハ、歐洲既ニ天下ノ至理ヲ知り尽セリ。故ニ一タヒ歐洲ノ文明ヲ輸入シ尽セハ、復タ彼土將來ノ文明ノ如何ニ注目スルノ要ナシト思フノ輩渺ナカラサルカ如シ。謬見ノ國ヲ害スル者未タ焉ヨリ甚シキモノ無シ。夫レ文明ハ活物ニシテ、進動

歌ムコトナシ。全美ニ向フテ進ミ、曾テ途上ニ止マルコトナキハ人ノ人タル所以ニシテ、ソノ禽獸ニ異ナル所以ナリ。國ヲ組成スル所ノ人類既ニ底止ナルヲ得ス。國ノ文明豈底止ナルヲ得ンヤ。地理歴史物理其他万般ノ學術日ニ進歩シ、各學術ニ関スルノ新著ノ夥多ナル、ソノ証トナスニ足レリ。法律經濟ノ二學ニ於テモ、ソノ變動ノ甚シキハ諸君ノ已ニ了知スル所ニシテ、今日ノ新著、明日高閣ニ束ネラレ、三十年或ハ五十年ヲ経テ尚ホ世ニ行ハル、ノ書ハ実ニ僅少ナルニアラスヤ。是レ他ナシ。各国年々設クル所ノ新法許多ナルカ故ナリ。請フ、諸君各国新法中ノ重要ナルモノヲ択シテ之ヲ訳シ、之ニ注釈ヲ下シ兼テ批判ヲ附シ以テ諸君同國人ノ便ヲ謀レ。

猶諸君ニ告ク可キ事アリ。ソハ諸君ノ為メニ一大事業ニシテ、且ツ至難ナル事タル可シ。蓋シ諸君ハ日本ノ諸開明國ノ列ニ連ナリ、之レト同等ノ地位ヲ占メシコトヲ希望スル者ナリ。此希望ヲ達セント欲セハ、決シテ他邦人民カ為シタル進歩ヲ其儘輸入シテ、之ヲ摹倣スルヲ以テ足レリト為ス可ラス。必スヤ自ラ進シテ其群ニ入ラサル可ラス。諸君ハ幸ニ仏語ニ通スルヲ以テ、仏文ヲ以テ日本ノ事情ヲ西人ニ通スルヲ得。若シ西人ヲシテ其未タ知ラサル所ノ事情ヲ知ラシムルヲ得ハ、日本帝國ノ利益タル決シテ少小ニ非サル可キヲ信スルナリ。余ハ是迄已ニ仏人ノ所著ニシテ日本ノ事情ヲ記録セル多少ノ冊子ヲ閲シタルカ、概ネ其事実ヲ誤レリ。余ハ竊ニ此等ノ冊子カ日本國ノ災ヲ釀サンコトヲ恐ルナリ。此等ノ冊子ハ或ハ名境勝地ヲ記シ、或ハ快樂遊戯ノ事ヲ述フルニ過サ

司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演說

ルヲ以テ、之ヲ読ム者ハ偏ニ日本國ハ一ノ放漫ナル快樂國タルノ感想ヲ惹起スルニ止マレリ。此種ノ書籍亦タ全卷実ヲ欺ク者ト云フ可ラスト雖トモ、其不完全ノ著作タルハ固ヨリ言ヲ待タサルナリ。抑日本ノ外形ノ下ニハ諸般ノ制度諸種ノ習慣アリ、西人未タ之ヲ詳知セズ。凡ソ人類タル者ニハ必ス労働アリ、辛苦アリ。坤輿ヲ周巡スルニ每人花卉ヲ耕シ管絃ヲ弄シテ、其身ヲ終フルノ郷ヲ見ルコトナシ。西人ノ日本ヲ目シテ仙境トナス。余甚タ之ヲ厭フ。然レトモ西人中ニモ稍々識見アル者ハ、真ノ日本ヲ知ランコトヲ欲セサル者無シ。而シテ能ク真ノ日本ヲ西人ニ挙示スルヲ得ルハ、惟諸君アル耳。夫レ日本語ハ至難ノ國語ナリ。故ニ西人中日本ノ事情ニ通センコトヲ欲スル者アルモ、其志ヲ遂クル能ハス。若シ果シテ諸君ニシテ西人ヲシテ日本ノ事情ヲ知ラシムルヲ得ハ、其公正ノ心ヲ抱ク者ノ日本ヲ贊稱スルニ至ランコト疑ラ容レサル所ナリ。

諸君ヨ、諸君ハ今ヨリ或ハ長官ノ認可ヲ得テ、日本法規類ノ著シキ者ヲ翻訳シ、解釈シ、或ハ法律財政ニ関スル記事ヲ草シ、之ヲ西人ニ示スコトヲ務メヨ。

余ハ、右ノ如ク論シ来ルモ、決シテ法律經濟二學ノ外ハ皆擯斥シ、諸君ヲシテ強テ此嚴正ナル二學ノ範圍内ニ居ラシメントスル者ニアラス。若シ諸君、歴史詩歌其他ノ文學ヲ嗜好スルアラハ、余ハ以テ真ニ適當ノ嗜好ナリト信スルナリ。此等ノ諸學ハ、所謂君子ノ樂ム所ニシテ、古代ニ溯ラス、近ク今代ノ歴史ニ徴スルモ、其例ニ乏シカラス。彼ノ英國ノ政府ニ立チ、大宰相トナリテ赫々ノ

名アリシ兩政事家ノ如キ、政務ノ余暇ニ文学ニ耽ケリ、之ヲ以テ最大快樂トナセシニアラスヤ。其他法官ニシテ傍ラ文学ヲ嗜ミ文章ヲ以テ名ヲ知ラレタル者ノ如キハ、一ニシテ足ラサルナリ。蓋シ此等ノ人ニシテ、若シ文学ヲ嗜マサレハ、其裁判ハ以テ名譽ヲ博シ、永ク其姓名ヲ青史上ニ遺スヲ得サルヤ必セリ。モンテスキユノ名ハ世之ヲ知ラサル者ナシ。然レトモ若シモンテスキユ「ボルドウ」裁判所長ノ職ニ甘シテ、其他ヲ顧ミサリシナラハ、恐ラクハ今日諸君中其名ヲ知ル者一人モナカルヘシ。氏ハ諸君ノ年齢ニシテ已ニ一書ヲ著シ、全歐ノ喝采ヲ得タリ。氏カ名ヲ知ラレタルハ、實ニ此一事ニ首マリタルナリ。氏ハ後遂ニ裁判所長ノ職ヲ辭シ、専ラ歴史ヲ講究スルコトヲ勉メタリ。然レトモ、諸君ニ向ツテモンテスキユヲ学ソコトヲ勸ムル者ニ非ス。何トナレハ、官職ヲ抛ツハ難事ニアラサレトモ、万法精理ノ如キ書ヲ著ハスニ至リテハ容易ノ業ニ非サレハナリ。

文学ノ益此ノ如ク夫レ大ナリ。若シ諸君ニシテ間暇ノ時ヲ竊ミ、文章歴史ニ耽ルコトモアラハ、余ハ最モ之ヲ賛成セノミ。且ツ余ハ茲ニモ尚ホ諸君カ已ニ知ル所ノ仏蘭西語ヲ利用セソコトヲ望ンテ止マサルナリ。乞フ、諸君先ツ自ラ仏蘭西ノ書ニ依リテ、欧洲文学ノ真美ヲ玩味シ、尚ホ進ンテ諸君ガ同胞ヲ此学ニ誘導セヨ。諸君一タヒ欧洲文学ノ真味ヲ知ルニ及ハ、今日ニ於テ想像ス可ラサルノ愉快ヲ得可シ。日本ノ文章若シクハ歴史等ヲ仏蘭西文ニ綴リテ、之ヲ欧洲ノ人ニ示スモ、亦諸君ノ宜シク務ム可キ所ナリ。日本ノ文学ハ吾人欧洲人ノ全ク知ラサル所ナレハ、之ヲ

知ルハ欧洲学者社会ノ為メ功益ヲ与フル少小ニ非サルナリ。余ノ諸君ニ告ント欲スル所ハ、以上ニ言ヒタル所ヲ以テ充分ナリトセスト雖トモ、暫ク茲ニ演述ヲ止メントス。人或ハ云ハン、余ノ諸君ニ希望スル所甚ダ大ナリト。然レトモ志ハ大ナルヲ要ス。決シテ自ラ卑屈ニス可ラス。乞フ諸君、心ヲ高官美祿ニ傾ルコト無く、専ラ名ヲ拳ケ徳ヲ布クコトヲ務メヨ。而シテ其名ト徳トハ諸君カ赤心以テ国家ニ報センカ為メニ尽ス所ノ事業ニ因リテ獲得スルヲ得可キノミ。

嗚呼、余カ信愛スル生徒諸君ヨ、乞フ、余カ指導シタル方向ニ進ミ、躊躇スル勿レ。余ニ於テハ諸君必ラス余カ勸告シタル所ヲ充分ニ実施スヘシト固ク信シテ疑ハス。又、諸君カ余ノ言ヲ履行スルニ、充分ナル資料ヲ有スルコトヲ知ル。諸君ヨ、諸君カ後來ノ禍福ハ諸君ノ手中ニ在リ、勇進セヨ、諸君。

然レトモ、諸君ハ未タ經驗ニ富メリト云フ可ラス、勇進事ヲ為シ、謙遜ヲ欠クノ誹ヲ来スコト勿レ。諸君、万一切発ノ事業ニシテ充分ノ好結果ヲ得ルコト能ハサルコトアルモ、尚ホ報國ノ実アリテ、國ヲ愛スル者ノ賞歎スル所トナルヤ必セリ。

諸君ハ如何ナル理由アルモ、此目的ヲ達シ得サルノ理アラランヤ。諸君ハ奮ニ学力ノミナラス、此世界ニ於テ一種無比ノ希望ヲ有セリ。少壮年齢即チ最モ強壯ナル体力及ヒ総テ物ノ成功ヲ贊助ス可キ許多ノ希望ト思想ト是レナリ。

諸君ヨ、余ハ此冗長ナル演説ヲ終ルニ臨ンテ、諸君ニ呈スルニ余ノ一家言ニ非サル数語ヲ以テセン。凡ソ将来諸君ノ跋涉ス可キ

地位ニ於テ、必スヤ善行ノ為ス可キモノ、真理ノ探ル可キモノ、
国家ヲ利ス可ク愛ス可キモノアルコトヲ忘ル、勿レ、勉メヨヤ、
諸君。

明治十七年七月十日

大日本司法省法学本科教師

仏蘭西 ジョルジュ・アッペール

追記

(1) 本稿で述べたアッペールの著書「経済学講義」と「理財学講義」
は、後ちに両者を合せ、仏国法律博士亞辺爾氏講述、日本宇川盛三
郎口訳「経済学理財学講義 完」(明治十八年十月、発行所不明)
として出版されている。同書には講義年月日の記載はない。

(2) 宇川盛三郎について、その後の調査で次のことが判明した。彼
は徳島の人、明治十五、六年頃、在仏日本公使館に書記生として赴
任、十九年帰朝、内務省参事官となり、傍ら明治法律学校、東京専
門学校で行政法を講じた。後ち官を退き、東京市会議員に当選、第
一回総選挙には、東京牛込区から出馬したが落選した。その後零落
し、明治末年には京都地方裁判所のフランス語通訳をしていた(明
治四十五年七月十九日・時事新報所載「人の今昔」)。しかし、明治
十四年最初に明治法律学校の講師に就任、アッペールの通訳をした
前後の経歴は不明であり、また歿年もわからない。大方の御教示を
重ねて期待したい。